

平成24年1月24日

大阪市 総務局長  
村 上 龍 一 様

大阪維新の会大阪市議員団  
団長 坂 井 良 和  
副団長 辻 淳 子  
幹事長 美 延 映 夫  
政調会長 福 島 真 治  
総務会長 木 下 誠

#### 公開質問状

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、労働組合事務所退去問題について、確認をさせていただき、回答していただきたい箇所がございますため、下記の質問内容に対するご回答を求めます。

#### 記

回答期限：1月30日（月）

回答の様式：文書 但し、提出された文書は公開いたします。

回答送付先：大阪維新の会 大阪市議員団

質問内容：

平成22年3月31日付確認書の内容は平成24年1月18日付で破棄された、との答弁がなされています。

1. しかし、大阪市財産条例によれば、市民の財産を第三者に目的外使用をさせることができるのは、1年と規定されています。にもかかわらず、平成24年度以降も減免の合意がなされています。なぜ越権行為をされたのですか、回答してください。
2. また、確認書の内容は村上局長の越権行為であって無効であるのに、1月24日付産経新聞によれば、組合はこの確認書について、市が組合事務所の市役所内での存続を認めている証左だとして入居継続する、とのこと。市民の税金が投入され、建築された庁舎をそのまま組合が支配し続けることが許される、とお考えですか。回答してください。
3. 大阪に損害が発生したときには、個人の財産で損失補償されますか。回答してください。
4. 今後の職員団体の活動・組合活動について、また、職員の政治活動について村上局長の見解をお聞かせください。

以上